

令和2年10月9日

日本商工会議所国際部 御中

水産庁漁政部加工流通課水産物貿易対策室

香港向け輸出モクズガニの衛生証明書に関する注意事項について（通知）

我が国から香港向けに輸出するモクズガニについて、香港政府から添付を求められている衛生証明書について、今般、香港政府から注意喚起がありましたので、証明書の発行にあたっては、下記に留意するよう各商工会議所に御周知願います。

記

- 1 香港向け輸出モクズガニの衛生証明書は、商工会議所による通常のサイン証明書とは異なり、香港政府に発行機関の事前登録が必要です。登録機関（別添1）以外の証明書では、香港へモクズガニを輸入することができません。新たに登録が必要な場合は、水産庁漁政部加工流通課水産物貿易対策室まで連絡願います。
- 2 登録機関においては、証明の際、下記について不備がないことを確認願います。
 - （1）衛生証明書の様式は、別紙様式1（別添2）に則ったものであること。
 - （2）別紙様式1の④「Common name and scientific name」について、モクズガニの一般名だけでなく学名も記載されていること。
※我が国の在来種はモクズガニ（学名：*Eriocheir japonicus*）のみ。
 - （3）別紙様式1の⑦「Capturing area」（採取水域）について、都道府県名及び市町村名のほか、河川名・湖沼名まで詳細に記載されていること。

連絡先（担当：関）
Tel : 03-3502-4190
Mail : yuki_seki850@maff.go.jp